

『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に基づく
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
耐震診断・耐震補強設計の確認業務実施細則

平成30年5月23日

一般社団法人 山梨県建築士事務所協会

耐震診断・耐震補強設計の確認業務実施細則

(概要)

第1条 本実施細則は、山梨県内における建築物の地震に対する安全性を検討した耐震診断・耐震補強設計について、一般社団法人 山梨県建築士事務所協会(以下「協会」という。)が、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成17年法律第120号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」並びに関連基準・関連指針等に照らして技術的に適正か否かを照査する「耐震診断確認」および「耐震補強設計確認」に適用する。

(確認の対象)

第2条 確認の対象とする建築物は、平成25年11月25日に施行された『建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律』(以下、改正耐震改修促進法という。)に基づき耐震診断・耐震補強設計を行った建築物とする。なお、次の各号に該当する建築物は除外する。

- 二 改正耐震改修促進法に定める、要緊急安全確認大規模建築物。
- 三 改正耐震改修促進法に定める、要安全確認計画記載建築物のうち都道府県が指定する防災拠点建築物。
- 四 「耐震補強設計」確認申込のうち、本協会以外の機関で、「耐震診断」の審査を受けた建築

(耐震診断・耐震補強設計に対する確認の体制)

第3条 「耐震診断確認」「耐震補強設計確認」は、図-1 に示す実施体制において「業務委員会」内へ設置された耐震確認部会が行う。耐震確認部会は、表-1 に示す協会の業務委員会に所属する耐震診断業務に精通しており建築物の耐震安全性について幅広い知見を有する15名程度のメンバーで構成する。

なお、この業務の受付・連絡等の事務は、協会事務局が担当する。

- 二 耐震確認部会は、確認審査以外にも必要に応じて開催し、耐震診断・耐震補強設計の確認のための技術的な課題について協議、調整を行うものとする。
- 三 耐震確認部会は、技術的な課題について「山梨県建築物耐震判定会」の指導・助言を受けるものとする。

(確認の申込)

第4条 「耐震診断確認」「耐震補強設計確認」を受けようとする者は、様式1 に定める確認申込書に、行政庁から発行された補助金交付決定通知書の写しおよび様式4. チェックリストに記載の提出資料2部を添付して、協会事務局に申し込みを行うものとする。

- 二 協会は、申し込みを受けてから14日以内に耐震確認部会と申込者および診断・補強実施者を招集して受付審査を行い、受理の可否を判断する。
- 三 耐震確認部会が申し込みを受理した場合は、表-2に示す審査手数料の納付を確認次第すみやかに確認審査を開始することとする。
- 四 確認審査開始後、2回目までの確認審査において、確認できないと判断された場合は「山梨県建築物耐震判定会」への申込変更を求めることもある。この場合、審査手数料は返金しないものとする。

(確認の実施)

- 第5条 耐震診断確認・耐震補強設計確認は、原則として耐震確認部会の委員2名以上による確認担当者が行う。審査体制およびその対応は、次の各号を原則とする。
- 二 耐震診断確認・耐震補強設計確認の審査は、原則として診断・補強実施者との対面方式で行う。ただし、申込者からの要望を受けた場合には、確認担当者との協議のうえ非対面方式としても良いこととする。
 - 三 耐震診断確認・耐震補強設計確認の標準審査は、原則として確認審査2回以内とする。3回目以降の審査において生じた修正等が軽微な場合を除き、追加審査を行う。この場合、表-2に示す別途手数料を請求する。
 - 四 耐震診断確認・耐震補強設計確認の結果は、様式4 に示すチェックリストにまとめ診断・補強実施者に連絡し、必要があれば報告書の手直しを求める。
 - 五 診断・補強実施者は、確認担当者から手直しを求められた場合には報告書の手直しを行い、手直し部分を様式5 に定める「耐震確認処置記録書」と共に確認担当者に提出する。

(確認書の交付)

- 第6条 事務局は、第5の結果を踏まえ、様式3に示す耐震診断・耐震補強設計の確認書を交付する。
- 二 耐震診断・耐震補強設計の確認書を表紙として、チェックリストに記載の提出資料の全てをもって耐震診断・耐震補強設計の確認図書として正本1部、副本1部を作成し、副本1部を協会に提出をする。
 - 三 内容を確認できない場合は、耐震診断・耐震補強設計の確認書(確認できない旨の報告書)にその旨を明記するとともに、チェックリストに妥当とみなせない項目と所見を記述する。

(報告)

- 第7条 事務局は、所管行政庁または助成事業を実施する市町村からの求めがあった場合には、耐震診断・耐震補強設計の確認書をもってその結果を報告するものとする。

(事前相談)

- 第8条 事務局は、特定沿道建築物の耐震診断・耐震補強設計に係わる建物所有者等からの問合せに対応する窓口を設け、各確認審査のための事前相談等に応じる。

(事務局)

- 第9条 耐震診断・耐震補強設計の確認のための申込書の提出先、および事前相談窓口は以下による。
- 一般社団法人 山梨県建築士事務所協会
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1丁目14-19
TEL 055-225-1251 FAX 055-232-5959

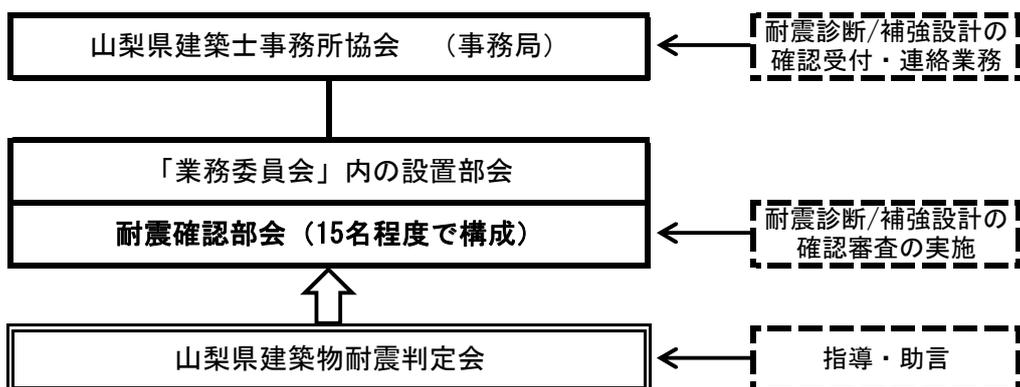


図-1 耐震診断・耐震補強設計の確認の実施体制

表-1 「業務委員会」耐震確認部会名簿

委員区分	氏名	所属委員会	資格等
委員長	松坂 裕二	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
副委員長	溝呂木 克人	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
副委員長	土谷 芳仁	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
副委員長	佐藤 誠紀	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
委員	伊藤 吉夫	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
委員	顕原 学	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
委員	小川 加容	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
委員	河西 聡	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
委員	堤 政仁	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
委員	宮下 幸夫	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	一級建築士
委員	福島 正人	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	構造設計一級建築士
委員	進藤 哲雄	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	一級建築士
委員	佐藤 公泰	山梨県建築士事務所協会 業務委員会	一級建築士

表-2 避難路沿道建築物 耐震診断・耐震補強設計 確認審査手数料

規模 (診断床面積：S)	構造 審査区分	RC造 (円)			S造・SRC造 (円)		
		標準審査	追加審査	判定会 (参考)	標準審査	追加審査	判定会 (参考)
床 面 積 区 分	$S \leq 500$	150,000	37,500	200,000	200,000	50,000	250,000
	$500 < S \leq 1,000$	200,000	50,000	200,000	250,000	62,500	250,000
	$1,000 < S \leq 2,500$	250,000	62,500	250,000	300,000	75,000	300,000
	$2,500 < S \leq 5,000$	300,000	75,000	300,000	350,000	87,500	350,000
	$5,000 < S \leq 15,000$	400,000	100,000	400,000	450,000	112,500	450,000
	$15,000 < S$	協 議			協 議		

◇本表の金額には消費税は含まれておりません。

注1) 標準審査は、受付審査および確認審査2回までを本表の料金に含みます。
 注2) 確認審査が2回を超える場合には、1回につき標準審査料の25%を追加請求します。
 注3) 耐震確認部会の受付審査において受理された場合は、標準審査手数料の納付を確認の後、確認審査を開始します。
 注4) 耐震確認部会の受付審査において受理できないと判断された場合は、山梨県建築物耐震判定会等に申込変更を求めます。
 注5) 受付審査において受理された物件であっても2回までの確認審査において確認審査担当者と委員長との協議により確認できない物件となった場合は、審査を打ち切り以降を山梨県建築物耐震判定会等に委ねることとする。その場合、審査手数料は返金致しません。

木造 耐震診断・耐震補強設計 確認審査手数料 (円)				
区 分	規 模	$S \leq 150\text{m}^2$	$150 < S \leq 300$	$300\text{m}^2 < S$
戸建 木造住宅 (旧精密診断)	耐震診断のみ	5,000		「木造建築物」 として取り扱う
	補強概算まで	10,000		
木造建築物	一般診断法	30,000	50,000	150㎡増毎20,000円増
	精密診断法1	75,000	100,000	150㎡増毎25,000円増
	精密診断法2	協 議		

◇本表の金額には消費税は含まれておりません。

注1) 木造審査は、受付審査（相談）および確認審査1回までを本表の料金に含みます。
 注2) 確認審査が1回を超える場合には、1回につき本表の50%を追加請求します。
 注3) 非木造と同様に、審査手数料の納付を確認の後、確認審査を開始します。
 注4) 診断方法によっては、確認審査では受理できない場合があります。事前に御相談下さい。

付 則 この細則は、理事会の承認を得て施行する。
 この細則は、平成27年4月17日 制定
 平成27年12月10日 改定
 平成28年11月10日 改定
 平成30年5月23日 改定・施行

耐震診断・耐震補強設計の確認審査フロー

